

## 社会福祉法人さくら園 障がい者虐待防止の指針

### 1 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、障がい者の権利利益の擁護に努める。虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努める。虐待の種別は、以下の通り。

#### (1) 身体的虐待

障がい者の身体に外傷や苦痛が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え又は正当な理由なく 障がい者の身体を拘束すること。

#### (2) 性的虐待

わいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること。

#### (3) 心理的虐待

暴言、又は著しく拒絶的な対応、又は不当な差別的な言動、著しい心理的苦痛を与える言動を行うこと。

#### (4) 放棄・放任

障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

#### (5) 経済的虐待

障がい者の財産を不当に処分すること、本人以外の者が不当に財産上の利益を得ること。

### 2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

法人では、虐待を防止するため、虐待防止委員会を設置する。

#### (1) 虐待防止委員会の役割

##### ア 虐待防止委員会

- ① 委員会は、おおむね3カ月に1回開催する。
- ② 虐待防止委員会開催後は、その検討結果を全職員に周知する。

##### イ 虐待防止のチェックとモニタリング

- ① 虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善
- ② 発生した事故（不適切な対応事例含む）状況、及び苦情相談の情報共有
- ③ 支援現場で抱えている課題の確認と改善

##### ウ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討

- ① 虐待やその疑いが生じた場合に、事案を検証し、再発防止策の検討と実行

##### エ 虐待防止のための計画作り

- ① 虐待防止や人権意識を高めるための研修
- ② 成年後見制度の活用
- ③ 労働環境と条件を確認し改善を要する場合の計画作り
- ④ 指針、マニュアルの見直し

#### (2) 虐待防止委員会の構成員と責務

(虐待防止委員長)

本部長が任命する。虐待防止に関する全体の管理監督をする。

(虐待防止責任者)

所長

(虐待防止マネージャー)

次長、主任、又は所長が任命する者。虐待防止において中心となって取り組む。

(虐待防止委員)

所長が任命する。虐待防止マネージャーの補佐。

### 3 虐待が疑われる事案があった場合の対応に関する基本事項

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、虐待等を見過ごすことなく、役職位の如何を問わず、その場で制止する。客観的な事実確認の結果を持って、その要因の除去に努める。

また、緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

### 4 虐待及び虐待が疑われる事案があった場合の相談・報告体制に関する事項

虐待等が発生した場合は、報告や改善のための方策を法人全体で情報共有する。これは、虐待の未然防止、再発防止につなげるものであり、職員の懲罰を目的としたものではない。

- (1) 虐待（不適応な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備する。
- (2) 虐待の発生時は、その状況、背景等を記録する。
- (3) 虐待防止委員会において、報告された事例を集計し、分析する。
- (4) 事例の分析においては、虐待発生時の状況を分析し、虐待発生の原因、結果を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討する。
- (5) 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析する。
- (6) 報告された事例及び分析結果を職員全体に周知徹底する。
- (7) 再発防止策を講じた後、その結果について検証する。

### 5 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、当施設において、いつでも閲覧が可能な状態とする。

### 6 虐待防止のための職員研修に関する基本事項

虐待防止に関する基礎的内容等、適切な知識を習得し、本指針に基づき、虐待防止を徹底する。虐待防止委員会による研修計画は以下の通り。

- (1) 年間の研修計画を作成
- (2) 定期的な研修を実施（年1回以上）
- (3) 新規採用職員には必ず虐待防止研修を実施

(4) 研修実施内容の記録保存

7 その他虐待防止の推進のために必要な事項

- (1) 虐待防止委員会が計画する研修会その他、新潟県や社会福祉協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽に努める。
- (2) 法人各施設において、利用者の人権尊重と適正なサービスを提供しているか現場の状況把握と職員指導を所長、次長が中心となって実施する。

附則

この指針は、令和4年3月から施行する。

この指針は、令和5年4月から施行する。